

平成26年度第8回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	平成26年10月24日（金）午後1時45分～午後5時3分
開催場所	本庁 東庁舎4-2会議室
出席者	市長、副市長、総務部長、危機管理部長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、教育部長、上下水道部長、病院事務部長
審議事項	
1	津波緊急避難所整備の考え方について <危機管理部>
2	伊勢市ふるさと未来づくり条例（骨子）（案）パブリックコメントの結果報告及び条例案の作成について <環境生活部>
3	行財政改革指針及び取組項目の策定について <情報戦略局>
4	伊勢市公共施設等総合管理計画について <情報戦略局>
5	施設使用料の見直しについて <情報戦略局>
6	民俗伝統行事運営等基金条例の制定について <産業観光部>

1 津波緊急避難所整備の考え方について<危機管理部>

概要

津波緊急避難施設の整備方針について、審議を行った。

【現状及び整備方針】

現在、津波緊急避難所については市民が自らの避難先を選定する上での指標となるよう、4段階の安全度ランク（☆☆☆、☆☆、☆、▲）に分けて設定している。一番安全度の低い施設（▲）については、想定される津波高さに対して余裕高が2m以下であることから、避難困難者すべてが「☆」以上の避難所に避難できるための施設整備を進める。

結論

提案どおりの内容で進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・見直しの結果、東豊浜町及び二見町今一色に津波避難タワーを整備する。また、有滝町については面積を広くし、二見町西には追加整備を行う。
- ・今回の見直しにより住民ニーズは満たすこととなるのか。
→現在の被害想定において、施設整備については完了すると判断している。また、要望を受けている箇所についてもこれで全て対応することとなる。
- ・（▲）の施設は残ることとなるのか。
→残ることとなる。（▲）もありながら、より安全な施設へ逃げることも視野に入れるという考え方である。

資料

付議事項書

2 伊勢市ふるさと未来づくり条例（骨子）（案）パブリックコメントの結果報告及び条例案について<環境生活部>

概要

伊勢市ふるさと未来づくり条例（骨子）（案）について実施したパブリックコメントの結果を踏まえ、最終的な条例案の内容について審議を行った。

【意見募集結果】 意見数6件

【意見募集結果による修正の有無】 修正なし

結論 提案どおりの内容で進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・各地域にはそれぞれ違う課題がある。地区担当職員は地域を応援する立ち位置で、地域の方の目線・視点でそれぞれの事象をみることが大切である。

資料 付議事項書

3 行財政改革指針及び取組項目の策定について<情報戦略局>

概要

第二次行財政改革の取組期間は平成 25 年末で終了した。現在、策定を進めている新たな行財政改革指針及び取組項目の内容について審議を行った。主な内容は以下のとおりである。

(1) 策定趣旨

社会経済環境等の変化に柔軟に対応し、時代に相応しい行財政運営を行い、持続可能な自治体であり続けることを目指し策定する。

(2) 行財政改革の視点

- ①経営資源の有効活用
- ②事業実施の最適化
- ③成果重視の行政運営
- ④活力ある組織風土の構築

(3) 取組の進め方

本指針に基づいた具体的な取組内容を定め、年次計画を作成し実施。

※社会情勢の変化や新たな課題の発生に対応するため、適宜、取組項目の追加・見直しを実施

結論 提案どおりの内容で進めることと決定した

主な意見・補足等

特になし

資料 付議事項書

4 伊勢市公共施設等総合管理計画について〈情報戦略局〉

概要

公共施設等総合管理計画の策定について審議を行った。主な内容は以下のとおりである。

(1) 背景・範囲等

総務省から平成 26 年 4 月に策定が要請されている。総務省の指針によれば、公共施設（ハコモノ）だけでなくインフラ等も含め、財政的な視点と公共施設等の最適な配置を求められている。また、上下水道、病院等特別会計事業までを横断的に記載することとされている。

(2) 策定手順

【平成 26 年度】

- ・基本方針を策定：現状把握と方向性の明示
- ・策定手続等：パブリックコメント及び住民説明会

【平成 27 年度】

- ・基本計画を策定：施設類型ごと、地域ごとによる具体的内容を明示
- ・策定手続等：地域ごとの住民説明会

(3) 計画期間及び数値目標

【計画期間】 10 年間

【数値目標】

- ・公共施設（ハコモノ）：施設床面積を 30 年間で 15%削減
- ・インフラ：設定しない

結論

計画の内容、策定手順について再検討することと決定した。

主な意見・補足等

- ・インフラの目標を設定しない理由、公共施設（ハコモノ）に関する 15%の根拠が弱いと感じる。
→インフラについては公共サービスの安全で安定した提供を第一に考えると数値目標が馴染まないと考えているが、公共施設（ハコモノ）の数値目標とあわせて再検討する。
- ・行政だけで策定するのではなく、合意形成の中で有識者等の意見を踏まえるべきである。
→平成 27 年度の基本計画の中で取り入れたいと考えている。また、アンケート調査によれば、8～9割の方が総論として賛成している状況にある。
- ・基本方針の段階で聴いておくべきである。
→公共施設の総量規制については行政が考えるべきことであると考えていたが、再考する。

資料

付議事項書

5 施設使用料の見直しについて<情報戦略局>

概要

施設使用料については、現在、市町村合併前の旧市町村それぞれの施設において個別に設定された料金や減額・免除規定を適用しており、同一の算定基準による施設使用料の見直しが必要となっている。このことから、負担の公平性を確保することを目的とした、類似施設間の使用料を統一するための「施設使用料に関する見直し指針」の策定について、審議を行った。主な内容は以下のとおりである。

(1) 基本的な考え方

- ①受益者負担・公平性の原則
- ②算定方法の明確化
- ③減額・免除基準の整理、統一化
- ④管理運営の効率化等

(2) 基本算定方法

施設使用料＝原価×受益者の負担割合

・「原価」

施設の維持管理等に要する「人に係る費用」「物に係る費用」

※土地代、維持補修費や減価償却に要する費用は、施設の設置目的に従い全ての市民に利用機会を提供するための費用と考え、原価には算定しない。

・「受益者の負担割合」

対象とする施設の公共性の強さ（必需性・市場性）により設定

(3) その他の指針内容

- ①原則、全ての施設で見直し
- ②原則、1時間単位での利用料金を設定
- ③激変緩和措置
- ④市外からの利用、営利目的の利用料金の割り増し

(4) 見直し時期

消費増税の実施に合わせる

結論 提案どおりの内容で進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・類似する施設の取扱はどのように考えるのか。
→使用態様によって区分する。
- ・政策的な要素は入れるのか。
→減額・免除基準の中で考えたい。

資料 付議事項書

6 民俗伝統行事運営等基金条例の制定について<産業観光部>

概要

国の「記録作成等の措置を構はずべき無形の民俗文化財」として選択され、また市の「無形民俗文化財」として指定される「お木曳行事」及び「お白石持行事」の円滑な運営と保存継承及び情報発信に必要な経費の財源に充てることを目的とする「民俗伝統行事運営等基金条例」の制定について、審議を行った。主な内容は以下のとおりである。

(1) 基金としての概要

- ①基金として積み立てる額は、(ア) 一般会計歳入歳出予算に定める額とし、(イ) お木曳行事、お白石持行事の円滑な運営と保存継承及び情報発信を図ることを目的とした関係団体からの協力金等
- ②市長は、設置目的のため必要と認めるときは、予算の定めるところにより、基金の一部又は全部を処分することができる。

(2) 予定基金額

- ①第 62 回お白石持行事における執行残等 55,255 千円
- ②一般会計予算積立金 320,000 千円
平成 27～45 年 (16 カ年) : 20,000 千円×16 カ年 ※平成 38、39、45 年は除く
- ③関係団体からの協力金等
平成 27～45 年 : 積立額、積立時期については今後協議

(3) 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日 (予定)

結論

提案どおりの内容で進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・現団体はどうなるのか。
→平成 28 年 3 月 31 日で解散される。

資料

付議事項書